

実務事例

分類	給与手当	作成年月日	平成20年8月2日
表題	児童手当の算定基礎児童数について		
内容	<p>① 事務処理内容</p> <p>共同実施で児童手当の現況届の審査時に、「児童手当・特例給付請求書」欄の「※算定基礎児童数」が、わからなくなり、学校人事課に確認した。</p> <p>「※算定基礎児童数」は「支給要件児童」の数で、「支給対象児童」ではないことを確認した。</p> <p>② 問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <p>昨年認定の「児童手当・特例給付請求書」は「※算定基礎児童数」は「支給対象児童」の数が記入されていたが誤りだったことがわかった。</p> <p>この欄に「支給対象児童」の数を記入していると、第3子の確認・手当額を誤るため「支給要件児童」の記入が必要との説明だった。</p> <p>③ 学校人事課に確認した。</p> <p>本人宛の認定通知書の「算定の基礎となる児童数」の欄には「支給要件児童」の数を記入した。</p>		
添付書類	なし		
感想	安易に昨年はこうだったからと済ませるのではなく、何事も確認が必要だと改めて思う。		